理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令

（理容師養成施設指定規則の一部改正）

第一条　理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（同時授業に関する特例）

第四条の二　理容師養成施設は、その年の前年及び前々年における当該養成施設の養成課程の別ごとに入所者の数（第三条第一項第八号に規定する入所の時期における入所者の数をいう。）がそれぞれ十五人未満であるときは、次の各号に掲げる教科課目については、当該各号に掲げる美容師養成施設の教科課目と同時授業（設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設において、養成課程の別を同じくする当該理容師養成施設の生徒及び当該美容師養成施設の生徒が、いずれの施設にも勤務する教員から、同時に授業を受けることをいう。以下同じ。）を行うことができる。

一　理容師養成施設の関係法規・制度　美容師養成施設の関係法規・制度

二　理容師養成施設の衛生管理　美容師養成施設の衛生管理

三　理容師養成施設の理容保健　美容師養成施設の美容保健

四　理容師養成施設の物理・化学　美容師養成施設の美容の物理・化学

五　理容師養成施設の選択必修課目　美容師養成施設の選択必修課目（同時授業を行うことが可能な課目に限る。）

2　前項の規定により理容師養成施設が同時授業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項第一号ヘ	別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること	同時授業を行う美容師養成施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。ただし、専任教員のうち一人以上は、理容師養成施設の教員であること。ただし、同時授業を行う場合において、教育上支障のないときは、この限りでない
第四条第一項第一号チ	こと	
第四条第一項第二号ロ	別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること	同時授業を行う美容師養成施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。ただし、専任教員のうち一人以上は、理容師養成施設の教員であること
別表第二	定員	（定員＋同時授業を行う美容師養成施設の定員）
別表第三衛生管理理容保健の項	理容師	理容師又は美容師（同時授業を行う場合に限る。）

第三条の次に次の一条を加える。

（同時授業に関する特例）

第三条の二　美容師養成施設が同時授業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項第一号ヘ	別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること	同時授業を行う理容師養成施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。ただし、専任教員のうち一人以上は、美容師養成施設の教員であること。ただし、同時授業を行う場合において、教育上支障のないときは、この限りでない
第三条第一項第一号チ	こと	
第三条第一項第二号ロ	別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること	同時授業を行う理容師養成施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。ただし、専任教員のうち一人以上は、美容師養成施設の教員であること
別表第二	定員	（定員＋同時授業を行う理容師養成施設の定員）
別表第三衛生管理理美容保健の項	美容師	美容師又は理容師（同時授業を行う場合に限る。）

第五条第二項中「とき」の下に「及び新たに同時授業を行おうとするとき」を加える。

第七条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第四号の二又は第六号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に理容師養成施設指定規則第四条第一項第一号ト及び別表第三衛生管理理容保健の項第五号の規定に基づき理容師養成施設の衛生管理及び理容保健の課目の教員となることができる者並びに美容師養成施設指定規則第三条第一項第一号ト及び別表第三衛生管理美容保健の項第五号の規定に基づき美容師養成施設の衛生管理及び美容保健の課目の教員となることができる者は、この省令による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）第四条第一項第一号ト及び別表第三並びに美容師養成施設指定規則（以下「新美容規則」という。）第三条第一項第一号ト及び別表第三の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間、理容師養成施設の衛生管理又は理容保健の課目及び美容師養成施設の衛生管理又は美容保健の課目に係る同時授業（新理容規則第四条の二第一項に規定する同時授業をいう。次条において同じ。）の教員となることができる。

（検討）

第三条　厚生労働大臣は、この省令の施行後五年を目途として新理容規則及び新美容規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

○厚生労働省令第百六十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　設立者を同じくする理容師養成施設がある場合にあっては、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第四条の二第一項に規定する同時授業（以下「同時授業」という。）の有無

第六条第二項中「とき」の下に「及び新たに同時授業を行おうとするとき」を加える。

第八条第二項中「とき」の下に「又は同時授業を終了しようとするとき」を加える。

（美容師養成施設指定規則の一部改正）

第二条　美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）の一部を次のように改正する。